

1 植物検疫くん蚕における危害防止対策要綱の一部改正関係

植物検疫くん蚕における危害防止対策要綱の一部を次のように改正する。

第1を次のように改める。

第1 定義

- この要綱で植物検疫くん蚕統括責任者とは、特定化学物質等作業主任者技能講習及び植物検疫くん蚕作業主任者専門講習実施要綱（昭和51年3月5日付451農蚕第483号農蚕局長通達）に基づき、植物防疫所長（植物防疫事務所長を含む。以下同じ。）が実施する植物検疫くん蚕作業主任者専門講習（以下「検疫くん蚕専門講習」という。）を修了し、植物検疫くん蚕作業主任者を指導できる立場にある者であつて、くん蚕者により選任された者をいう。
- この要綱で植物検疫くん蚕作業主任者とは、検疫くん蚕専門講習を修了者であつて、当該くん蚕の実施責任者として、くん蚕者により選任された者をいう。

第7を第8とする。

第6の1の(2)中キをクとし、カをキとし、オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次にイとして次のように加ふる。

- イ 植物検疫くん蚕統括責任者を設置し、第2に掲げた事務を適正に実施させている者であること。

第6を第7とする。

第5中「第4」を「第5」に改め、第5を第6とする。

第4の1の(7)中「(1)、(3)及び(6)」を「(1)、(2)、(4)及び(7)」に改め、(7)を(8)とし、(2)から(6)まで1ずつ繰り下げ、(1)の次に(2)として次のように加える。

(2) 植物検疫人系統担当者を設置し、第2に掲げる事務を適正に実施させている者であること。

第4を第5とする。

第3の1の(7)中「(6)のイ、ウ及びオを除く。」を「(6)のウ、エ及びカを除く。」に改め、(6)中キをフとし、カをギとし、オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次にイとして次のように加える。

イ 植物検疫人系統担当者を設置し、第2に掲げる事務を適正に実施させている者であること。

第3を第4とする。

第2の1の(7)中カをギとし、オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次にイとして次のように加える。

イ 植物検疫人系統担当者を設置し、第2に掲げる事務を適正に実施させている者であること。

第2を第3とする。

第1の次に第2として次つぎに加える。

第2 植物検疫<人薬統括責任者の事務

植物検疫<人薬統括責任者は次に掲げる業務を統括管理するものとする。

- 1 植物検疫<人薬に係る防除技術及び危害防止対策の統括に関すること。
- 2 植物検疫<人薬に係る安全衛生教育の実施に関すること。
- 3 植物検疫<人薬作業主任者の監督及び指導に関すること。
- 4 植物検疫<人薬に係る作業基準の作成に関すること。
- 5 植物検疫<人薬に係る安全作業の実施状況に関する調査及び調査結果の<人薬者への報告に関すること。
- 6 植物検疫<人薬に係る防除技術及び危害防止対策の改善に関すること。
- 7 植物検疫<人薬に係る保護具及び<人薬器材の統括管理に関すること。
- 8 植物検疫<人薬に係る健康管理（健康診断、医療機関との連携等）に関すること。
- 9 植物検疫<人薬に伴う事故の原因究明及び再発防止策の樹立に関すること。